

373 中央大学記事（新学年の始業・入学及び編入試験・補欠

試験及び在外員試験・新学制（複講座制）・第二十九回
卒業証書授与式・学年試験問題）

〔法学新報〕第24巻8（278）号 大正3年8月30日

○中央大学記事

○新学年の始業 授業は例に依り来る十一日より開始すへし

○入学及び編入試験 大学部入学試験は来る二日、八日及十四日の三回、各科二年級以上への編入試験も亦同二日を始めて八日、十四日の三回挙行する筈なり

○補欠試験及び在外員試験 事故に因り学年試験を受くること能はさりし者の為め行ふ補欠試験は本月十四日より開始し又在外員の学年試験は例年の通十月中旬挙行の筈なり

○新学制(複講座制) 前学年を以て三学年共完成を告げたる複講座制は就学者の便宜頗る多く且つ成績も亦良好にして入学生大に増加し殊に法科の如きは私学中の覇を称ふるに至りたれば幹部諸氏の得意実に想ふべく又鋭意熱心なる奥田新学長は極暑中にも拘はらず出校して夫夫事務を処理せられ伊藤、岡野両理事及び佐藤幹事等是一日の暑休もなく勤勉大に画策する所あるものの如く且つ新学年に於ては数名の新講師を増聘し授業方に付ても一新生面を開き圖書を充実して参考書に遺憾なからしむる等主ら学生の実力を増進するに努め此点に於て些の遺憾なきを期したり而して新学年に於ける法律、経済、商科は大意左の如し

△法科 に於ては帝国大学教授春木博士は新に英法及び独逸法を、法制局参事官金森法学士は法学通論を、控訴院判事遠藤法学士は破産法を、同三橋法学士は民事実習を、帝国大学助教授末弘法学士は債権各論を担当せらるることと為り各学科の分担左の如し

法学通論 法学士 金森徳次郎

憲法

法学博士 上杉 慎吉
法学博士 美濃部達吉
行政法 法学博士 野村 淳次
法学士 阿部 寿準

刑法

法学博士 大場 茂馬
法学士 谷野 格
民法総論 法学士 嘉山 幹一
法学博士 牧野 英一
法学士 泉二 新熊

物権法

法学博士 富井 政章
債権法 法学士 須賀喜三郎
法学博士 横田 秀雄
法学士 末弘巖太郎

親族法及相続法 法学士 牧野菊之助
法学士 島田 鉄吉

商法論及商行為 法学士 片山 義勝

会社法

法学博士 松本 丞治
手形法 法学士 須賀喜三郎
法学士 竹本 三吾
法学士 片山 義勝

海商法

法学士 市村 富久
保険法 法学士 青山 衆司

刑事訴訟法

中央大学 法学士 林 頼三郎
民事訴訟法 法学士 前田直之助
法学士 菅原 眷二

破産法

法学士 遠藤 武治
国際公法 法学博士 立 作太郎
法学士 遠藤 源六

国際私法

法学博士 山田 三良
経済学 法学博士 金井 延
法学士 二上 兵治
法学士 杉 程次郎

財政学

法学士 馬場 鏝一

法学士 馬場 愿治

法学博士 春木 一郎

米国文学
パチエラー
岡田 実磨

法学士 松村真一郎

法学士 二上 兵治

米国博言学
ドクトル
浅田 栄次

清水泰次郎

法学博士 土方 寧

刑事実習 中央大学 法学士 林 頼三郎 民事実習 法学士 三橋 久美

△経済科 は政治経済に志す者と実業に志す者との二方面の学生を養成するを目的とす即ち初年級に於ては両者相異なる所なしと雖も第二学年より刑法、政治学、憲法史、政治史、外交史と商業学計理学、簿記、商業算術及珠算とを選択せしめて一は

政治、経済の智識を学得せしめ且つ高等文官、外交官、領事官試験等を受くるに便し一は経済、商業の智識を学得せしめて実業家若くは計算人たらしむることを期したり新学年に於ては大蔵書記官富田法学士新に貨幣論を「マスター、オブ、アーツ」

荻野对助氏は英語経済学を河津博士は植民政策を高等商業学校長佐野博士は信用並銀行論を担任せらるることと為り各科の分担左の如し

経済学 法学士 杉 程次郎 貨幣論 法学士 富田勇太郎

農業政策 法学士 柳田 国男 交通政策 商学士 堀 光亀

信用並銀行論 法学博士 佐野 善作 商業政策 商学士 田崎 仁義

植民政策 法学博士 河津 暹 工業及社会政策 法学博士 桑田 熊蔵

政治学 中央大学 法学士 稲田周之助 社会学 文学士 滝村 斐男

政治史及外交史 中央大学 法学士 稲田周之助 財政学 法学士 馬場 鉄一

統計学 法学士 三浦 恵一 簿記及計理学 商学士 太田 哲三

経済地理 田中阿歌磨 民 法 法学士 嘉山 幹一

法学博士 仁井田益太郎

法学博士 横田 秀雄

法学士 須賀喜三郎

法学士 末弘巖太郎

法学士 片山 義勝

法学士 佐竹 三吾

法学士 青山 衆司

法学士 市村 富久

法学博士 立 作太郎

法学博士 遠藤 源六 商業実習 未 定

国際法 法学博士 山田 三良

米国文学
パチエラー
岡田 実磨

米国文学
マスター
荻野 对助

中島 信虎

浅田 栄次

清水泰次郎

△商科 に於ては関博士大阪市助役に専任せられたるに依り商工経営は帝国大学教授渡辺法学士新に之を担任せられ佐野博士は信用並銀行を控訴院判事柳川法学士は商法を長岡拔氏は商業英語を担任せらるることと為り各学科の分担左の如し

商業実務

石川 文吾
 大野市太郎
 伊藤万太郎
 田崎 仁義
 内外商業事情
 商学士 太田 哲三
 川村 貫治
 商学士 根岸 信

売買及取引所

商學及商業地理

商学士 原 稜威雄
 星野 太郎
 理学士 奈佐 忠行

信用並銀行

佐野 善作
 鐵 道
 商学士 大久保一男

貨幣論

富田勇太郎
 海 運
 商学士 堀 光龜

保 險

簿記及計理学

石川 文吾
 鹿野清次郎
 伊藤万太郎
 商学士 茂木 英雄

演 習

商学士 太田 哲三
 經濟学
 法学博士 金井 延

財政学

中島 信虎
 商業政策
 商学士 堀 光龜

農業政策

柳田 国男
 工業及社会政策
 法学博士 桑田 熊蔵

植民政策

河津 暹
 統計学
 法学士 三浦 恵一

民 法

商 法

法学士 西川 一男
 法学士 嘉山 幹一
 法学士 柳川 勝二

国際法

工業通論

法学博士 中村 進午
 米國工學
 法学博士 山田 三良
 バチエラ
 松浦 和平

石川 文吾

ウヰリアム・ハリソ

長岡 拓

商業英語

米國文學

片山 寛
 岡田 実磨
 バチエラ

○第二十九回卒業証書授与式 中央大学に於ては去る七月六日午後二時より大講堂に於て第二十九回卒業証書授与式を挙行せり定刻卒業生並に來賓諸氏一同の著席するや理事伊藤悌治氏は立て大略左の如き学事の報告を為し

近年本学の学生は著しく増加し殊に中学校を卒業して予科を経由したる大学部卒業生の数年年増加し來れるは最も喜ふべき現象と云ふべく又貧困なる俊才をして其志望を達せしむる目的にて今学年の初め本学出身の実業家より成る実業同窓会に於ては特に醸金を為して商科に五名の貸費生を新設したるか今期学年試験の成績良好なること著しきを以て本学に於ては努めて之か拡張を企画せしか偶々都下有名の実業家服部金太郎君は此挙を聞て次学年商科学生のため金六百円尚ほ今後年年多額の金員を寄贈せらるることと為り又故前学長菊池法学博士記念奨学資金參千四百式拾八円七拾錢の寄贈を受け且本学出身弁護士有志諸君よりも貸費資金を寄贈せらるる等の義挙ありて従來の実業同窓会の出資を合すれば法科、經濟科、商科に於て二十名内外の給費貸費生を置くことを得るに至れり我企画に多大の援助を与へられたる右寄贈者諸君に対して爰に深厚なる感謝の意を表せざることを得ず尚本学創立二十五年記念と共に設けられたる本学図書館内の奥田文庫には先般有志諸君の御同情に依りて独逸碩学ビルクマイヤー博士所蔵の法律文庫を譲り受けたるか其蔵書は各方面に涉り古今の書籍部数は実に八千五百余巻に及び現今我邦に於ける有数の文庫なることは世間の既に認むる所なり其書籍の版を重ね雜

誌の号を進むるもの其他新刊ものは出来得る限り補充を怠らざる覚悟なれば今日御臨席の諸君は勿論其他の読書家諸君も成るべく御閲読御利用あらんことを切望す

次て学長法学博士奥田義人氏より卒業証書及び褒賞を授与し(併て実業同窓会寄贈の記念品を授与す)了て本号巻頭に掲げたる訓辞を与へらる之に対して樋貝詮三氏は法科卒業生を代表して左の答辞を朗読し

大正三年七月六日我贊第二十九回卒業式ヲ挙行セラレ朝野貴賓ノ賁臨ヲ辱ウシ且学長閣下諄諄トシテ懇切ナル訓諭ヲ垂レ給フ生等ノ光荣何物カ之ニ加ヘン

回顧スレハ生等筈ヲ負ヒ本贊ニ入りテヨリ烏兔勿勿既二三年法理ノ研鑽愈々カムレハ疑義彌々滋ク昨是今非真理ノ所在殆ト確知スルニ由ナカラントス此時生等カ進路ニ向テ絶ヘス炬火ヲ投シ指針ヲ与ヘラレタルモノ実ハ講師諸先生ノ賜ナリ其恩義ノ深厚ナル洵ニ海嶽モ啻ナラス生等今ヤ母校ヲ辞シテ將ニ激浪澎湃タル活社会ニ進發セントス喜憂交々至リ万感往來シ顧ミテ悵然タラサルヲ得ス生等ノ行程ハ遼遠ニシテ千艱万難其間ニ發生セン然レトモ忍耐ト奮闘トハ生等ノ信条タリ此信条ト学長閣下今日ノ高諭トヲ服膺シ勇往邁進セハ何レノ時カ彼岸ニ到達スルノ期ナカランヤ夫レ然後本贊出身者タルノ名声ヲ完ウシ贊恩ニ酬ユルニ庶幾カランカ法科卒業生一同二代ハリ謹テ蕪詞ヲ呈シテ答辞トナス

大正三年七月六日

法科卒業生総代 樋貝詮三

次に高宮誠氏経済科卒業生を代表して左の答辞を朗読し

時維大正甲寅七月六日我中央大学ハ第二十九回卒業証書授与ノ盛典ヲ挙行セラレ朝野貴賓ノ来臨ヲ辱ウス生等ノ光荣何物カ之ニ加ヘン

回顧スレハ生等本贊ニ学フコト茲ニ三年其間常ニ穩健ナル校風ニ浴シ懇篤ナル講師諸先生ノ指導ヲ蒙リ今又学長閣下ノ訓諭ヲ拝シ感激措ク所ヲ知ラス

惟フニ帝国ノ国運ハ愈々隆昌ノ域ニ進ミ各種事業ノ設備又完成ヲ告ケ其国民ノ努力奮励ニ待ツモノ少シトセス生等自今諸先生ノ教訓ヲ嚴守シ益々品性ノ陶冶ト精神ノ修養トニカメ以テ帝国ノ進運ニ貢獻シ兼テ母贊ノ鴻恩ニ報井ンコトヲ期ス茲ニ経済科卒業生一同二代リ聊カ蕪辞ヲ述ヘテ答辞ト為ス

大正三年七月六日

経済科卒業生総代 高宮 誠

次に江浪時雄氏商科卒業生を代表して左の答辞を朗読し

時維大正三年七月六日我中央大学第二十九回卒業証書授与式ヲ挙行セラレ朝野貴紳ノ臨場ヲ辱ウシ且学長閣下ノ高諭ヲ拝ス生等ノ光荣何物カ之ニ過キン

抑モ我商科ハ創設日尚ホ浅シト雖モ学長閣下ノ熱誠ナル指導ト講師諸先生ノ懇篤ナル教訓ト相俟チテ漸次其基礎ヲ強固ナラシメ將ニ大二ニ發展セントス是レ生等ノ感激措ク能ハサル所ナリ惟フニ我実業界風紀振肅ノ要アル事今日ヨリ甚タシキハナク産業ノ發達国富充実ノ急ナル事今日ヨリ大ナルハナシ生等不敏ト雖モ自今以後益々奮發瘁励シ多年修習シ得タル學術

ヲ活用シテ時運ノ要求ニ応シ以テ恩師各位ノ厚恩ニ報井ン事ヲ期ス茲ニ商科卒業生一同ヲ代表シ謹テ蕪辭ヲ述ヘテ答詞トナス

大正三年七月六日

商科卒業生総代 江浪時雄

尚ほ林寔爾氏は中華民國留學生を代表して左の答辭を朗誦し

維甲寅ノ秋七月六日我中央大學ノ第二十九回卒業証書授与式ニ於テ内外ノ貴賓惠臨セラレ特ニ學長閣下ハ訓詞ヲ生等ニ贈賜セラル其ノ光榮感謝ノ至リニ堪ヘス回顧スレハ生等八万里ノ波濤ヲ渡リテ本校ニ春秋ヲ送迎スルコト幾度ニシテ今日ノ式ノ末席ニ列スルノ榮ヲ得之レ偏ニ學長閣下ヲ始メ諸先生並ニ幹部諸氏ノ慈愛ナル教導ノ賜ナリ惟フニ世界ノ學術ハ日月ニ進ミテ歳ト俱ニ同シカラサルモ日本ト我カ国ハ古ヨリ今日ニ至ル其ノ親善ナル歴史ハ益々懇篤トナル生等今回業ヲ終リ母校ニ告別シテ故國ニ歸リ既往ニ學ヲ所ヲ實地ニ發揮シ一ハ以テ我カ国ヲ發展シ一ハ以テ東亞ノ平和ヲ永久ニ維持セント欲スルノ意切ナリ茲ニ中華民國卒業生一同ヲ代表シ謹テ蕪辭ヲ述ヘ學長閣下諸先生並ニ幹部諸氏ノ厚意ヲ謝シ之ヲ以テ答詞トス

大正三年七月六日

中華民國卒業生総代 林 寔爾

右了て司法大臣尾崎行雄閣下の左の祝辭は秘書官代読せられ

中央大學開創以來茲ニ三十年数多ノ人才ヲ薰陶シテ國家ニ貢獻スル所甚タ多シ本日第二十九回卒業証書授与式ヲ挙ケ卒業

ノ榮ヲ負フ者百二十四名ノ多キニ達シタルハ洵ニ欣賀ニ堪ヘサル所ナリ願フニ校運ノ斯ノ如ク倍々隆昌ニ趨ク所以ノモノハ一ニ校員諸君ノ淬礪ニ頼ラスムハアラス今卒業生諸子材器ヲ懷テ新ニ活世間ノ人タラムトス宜シク其ノ品性ヲ高尚ニシ其ノ操守ヲ堅固ニシ以テ昭代ノ進運ニ資シ本學育英ノ趣旨ニ副ハムコトヲ期セラルヘシ聊カ蕪言ヲ陳ヘテ祝詞ト為ス

大正三年七月六日

司法大臣 尾崎行雄

次に前大蔵大臣山本達雄閣下は左の祝辭を述べられ

閣下並に諸君、本日は御当所大學の第二十九回卒業式を挙げらるるに付きまして私も學長よりお招きに預り諸君の此喜ふへき証書授与式に列することか出来ましたのは欣喜に堪へざる所て御座います御当所大學は創立以來既に三十年と云ふ星霜を経過し先刻伺ひまする所によれば既に六千有余の卒業生を出し其卒業生諸君か高等文武官、地方官、弁護士、政治家、新聞記者、銀行会社の役員等社会の各方面に於て枢要の地位を占め此國の有数なる活動者として働いて居らると云ふ事てこさいますか是は全く此學校の創立者並に教職員諸君か常に世界の大勢、時勢の推移に著目せられて絶えず世の中の要求する學術を授け世の中の要求する人材を國家の為に涵養せらるるの結果であることと思ひます而して諸君は前に申しましたやうな光榮ある歴史と立派な先輩とを有する当大學に入校せられて其訓陶を受け其空氣の裡に螢雪の効を積まれました今日此卒業式に臨まるることになつたのでありまして諸君

の爲め実に慶賀此上もないこととて私も亦諸君の心中を察し何とも喜びに堪へない次第で御座います付きまして唯一言御祝ひを申し上げたいと存しまして此所に立つたので御座いまするか既に学長の奥田君から洵に懇切なる御告辞がありましたから此上私か蛇足を添へる必要はないのであります又何も添へやうかかないと思ひます併しなから態態此処に立つたものでもありますから素と私か実業界に人となつたと云ふ縁故を持ちましてこれから実業の方面に向はるる人人の爲めに唯一言老婆心を申述へて見ることにしませう従来実業界に這入つて来た学校出身の人達のする所を見ますといふと官私孰れの学校たるを問はず其出身者は多く実業社会に入りましてからも兎角学理にのみ趨り余りに退屈に拘泥すると云つた様な風が見えます何事をするに付ても事実よりは先つ学理と云ふ方に傾き易いのか是まで学校を出た人達の一般に陥り易い所の弊であつたと云ふてよいかと思ひます固より学問は極めて肝要であつて如何なる事柄でも根柢は立派な学理の上に立ち其理論から出発しなければなりませんか唯議論をしたり理屈ばかり云ふて居つて実行か之に伴はなくては何の役にも立たないと思ひます又善いと云ふ見込か付いたならば之を實行しどこ迄も完成すると云ふことか極めて肝要であります又実社会に立ちて働かれる以上は総て實際の経験と云ふことか最も大切で御承知の如く鉄血宰相と云はれた彼のビスマークは「一オンスの事實は一噸の学説よりも余程之を尊ぶ」と云ふた位であります實際に当りまするとなかなか理論通りには行かない又理

屈があるからと云つて其通りにはやれないことか起つて来るものであります恰も碁や将棋の定石は学んでも直ちに名人にはなれない槍や劍術の形だけは覚えても俄に達人とは云はれないのと同じこととあります名人となり達人となるには沢山の場数を踏んで千変万化虚虚实実の掛引か分るやうにならなければならぬのであります

所か先刻学長のお話にもあつた通り兎角世の中に立つて見ると万事意の如くならないものであるといふこととありましたか誠に其通りて自分ては飽く迄事実を重する積りてあつても動もすると實際に遠さかつて理屈に流れることか起り易いものでありますから諸君は是まで既に充分高等の學術を修めて是からは實際の社会に出て夫れ夫れ実験を積まれること故どうか實際と経験と云ふことに充分重きを置かれるやうに願ひたいのであります然らばと云つて学問はもうしないでもよいと云ふのでは決してない右に申しましたのは實際を忽にしてはならぬと云ふこととて学問は又学問て何所迄も続けて行かなければならないのであります従来我国学生の弊は学校に居る間は昼夜を分たす能く孜孜として勉強を致しますか一旦卒業証書を握つて学校を出たとなると学問のことは恰も忘れたるか如くになつて頓と顧みもしないと云ふこととあります甚たしきに至ると学校に居る間は寝るにも書物を枕にして寝たと云ふやうな者か学校を卒業したか最後殆どと書物と云ふ者を覗きもしないと云ふやうな人か少くないので御座います是は又学校に於て折角蒔いた種を少しも培養しないやうなものであ

つて遺憾此上もない事と云はなければなりません此点は我日本人の欧米人に比して学問も又其応用も遠く及ばない主要なる原因ではないかと思はれる点でありまして学生時代に於ては我国の学生は寧ろ欧米の学生より一層勉強をすると云はれるのでありますか其学校時代に於て学ひたる所を實際に応用し各其道道に用ふる為め實際社会へ立つてからも猶研究を続けて行くと云ふ点に至ては遠く彼等に及ばないと云ふことは何人も之を認むる所て御座います是は實に残念なことではありませんか元來学校に於て学はれたことは一方からは是を見れば將來實際の場合に臨みて其道道の詳細に亘り研究することの出来る元手を作つたに過ぎないと云ふても宜しいのでありますませう此元手を色色に使つてこそ段段知識も増加し又實際にも役に立つのでありますから諸君はどうか其学問の元手を終生利殖せられ学校時代に於て蒔いた種を將來充分に培養して成るべく多くの收獲^種を収めらるるやうに心掛けられんことを切望するのであります兎角人は一方に傾き易いものであつて学問なら学問、實際なら實際と其一方に傾き易いのでありますか實際と学問、学問と實際と云ふやうに之を何所迄も並行せしめ互に相離るへからざるやうにして行くことか最も必要であると思ひます又此二つは心掛け次第に依て必ず並行させて行けるものであつて学問をしたからと云つて實際を忽にしなければならぬこともなければ實際を重んずるからと云つて学問をして行かれなると云ふ道理は決してない却て實際と結び付いた学問にして初めて有益な学問となり学理に基いて

初めて實際も間違ひのないものとなり得るものであります又学校卒業生の就職難と云ふことは屢々之を耳にすることて御座います是も一方からはさう云ふ事も大にあるてありませう然し之は初めより立派な役人になり立派な会社なり銀行なりに這入りたいと云ふ望みを持つて居るからではありますまいかと思はれます、所か必ずしもさう云ふ所ばかりか諸君の實力、諸君の材能を用ふる所ではないのであります我國は今日大正の新政に際し各種の方面に改良進歩を促して行かなければならないのであります之か改良進歩は必ずしも中央官省に居る役人や大銀行大会社に居る人はかりに依つて成さるるものではない国民一般の努力に依らなければならぬのであります。それ故諸君の如き最高の教育を受けられこれから社会に向つて乗出さうと云ふ人人に向つては遣つて貰はなければならぬことも亦決して一にして足らないことと思ひます唯差当り其就職せらるる所か急に見付からないかも知れませぬか諸君にして若し初めから大なる銀行会社等ばかりを望まれないならば決して其学識才能を行ふ所かないと云ふことは行、小会社、個人商店等の事務員でありまして猶其身の周囲にある総ての事物、其身邊に起る総ての出来事か皆諸君の出世の機会となるものでございまして之を善用すれば歩一歩と立身の階段を上り之を利用せされは出世の機会を常に失ひつつあると云ふことになるのであります西洋人の言つた言葉にも「大なる機会を待つこと勿れ小なる機会を巧みに利用せ

よ」と云ふことかありますか日常の仕事、日常の談話凡へて是か皆諸君の力量を現はし人格を認めしむる機会でないものはないのであります故に諸君は今差当り理想的の就職口ないからと云ふて決して悲観したり嘆いたりする必要はないのであります初めは幾分つまらない仕事でも将来大事業を為す時の参考となるものでありますから能く之に注意し又如何なる困難にも堅忍不拔の精神を以てぶつかつて行かれたならば如何なる職に就いて如何なる仕事をせられても遂に大業を為し国家に大なる貢献をして社会にありては重きを為すに至ること疑ひないのであります。それ故どうか唯時間を空費せざりとして又気を燥らす大器晩成を期して常に著実なる道を踏み以て一步一步彼の岸に達することとして頂きたいと思ふのでございます私は此頃少し風を引いて居りますし又此暑い時に長いことを申し上げるのも御退屈であらうと思ひますから此で御免を蒙つて諸君の御卒業を祝し併せて其前途の御成功を祈る次第であります

法学博士上杉慎吉氏は講師を代表して左の祝辞を述べられ

本日卒業証書授与式に当りまして講師として卒業生諸君に対し一言を述べますのは深く名譽と存します元来斯様な席に於きまして演説致すの趣旨は平常の場合に於けるよりも更に一層深い印象を学生諸君に与へると云ふにあるであらうと考へますか尚未熟なる……奥田義人先生か諸君に対し一日の長ならは一時間か一分の長しかない……私か斯様な諸君に深い印象を与へる話の出来やう筈はありませぬ併ながら本日学長閣

下よりの特別の御命令でありますから何か一言述へて諸君に饒けしたいと思ひます卒業生諸君、諸君は是より三年の学業を卒へて愈々社会に乗出し大日本帝国又は外国より来て居られる方もありますか其国の主なる分子として活動せらるる各其専門の学業を以て一定の職業に就れて活動をせらるるのてありますか此専門の職業と云ふことは吾吾人間に取つて如何なる意味を持つものであるか職業なるものは人の天職であります人の天分と言つても宜い各人か此世に存在する意味は各人の専門の職業にあるのである宇宙世界国家又一家の小に至りまするまで統一して一体を成して居りまする所以之を構成するところの分子かそれぞれ其特長を以て持場持場に居つて全体の發展に寄依すると云ふことにあるのであります、それであるから各人の専門の職業と云ふものは一面から見れば其人の個性を發展する所以でありますか一面から言へば全体の為に公の為に尽す所以であります元来吾吾お互の行為に於ては公私、公と私と云ふことは円融して一つになつて離れぬと云ふことか必要である達人の域に達した人は公私円融して一つになつて居る人であらうと考へますか専門の職業と云ふことに於て是か最も能く現れるのであります諸君の活動は是から世界の人類の為に、国家の為に公の活動をするのであります今日まては其準備の時代であります是より愈々諸君か有触れた言葉で言へば公人として世の中に立つて行かれるのであります、さう申しましたならば今日の卒業式と云ふものは唯無意義の式ではなくして深き意義がある諸君の一生に於て諸

君の生れた時に次で最も記念すべき日であるのであります、それでありますから諸君か是より或職業を専門にお遣りになるには決して之を忽せにすると云ふことは出来ぬ之を忽せにすると云ふことは天理に反する自己の天分を害ふ天職に背くことになりすから一職業を選んだならば忠実に一生懸命に努力しないと云ふことは天理に反し自己の天分を害ふと云ふことになるのでありますから私か申上げるまでもありませんかどうか此事を能く考へられて将来の職業をお選ひになるのは最も慎重に自己の性質周囲の事情総てのことを十分考へられてやらなければならず又一旦職業に就かれたならば十分真面目に之を行はなければならぬと考へるのであります近來学校の卒業と云ふことを言ふと直ぐに就職難と云ふことを思出しますか諸君も露骨に遠慮なく言へは就職難と云ふ苦き経験を嘗められるであろうと思ふ之に応ずる考察と言つても私の如き者か申すまでもないことであらうと思ふか就職難と云ふことに依て意氣沮喪して自暴自棄する者は固より言ふに足らぬのでありますか甚だ容易に平平凡凡に職を得ると云ふことも亦考へものであらうと思ふ此点か見やうに依ては私立の学校の一つの長所又短所であらうと思ひますか私はいろいろの学校に出て官立の大学の学生の答案も見ますしそれから私立大学の学生の答案も沢山見ました其時に丁度今のやうなことを強く感ずるのでありますか私立の大学の学生と云ふものは大体に於てもう中学校を卒業した時代から一種の就職難の苦い思ひを官立学校の生徒よりも余計して居る其証か答案

の上に現はれて点数を付けるとしては或は良い点を付けることか出来ぬかも知れませぬか其答案か拙いならまづいなからに決して人を頼まぬ自分の何か根柢を一つ見附けて先生か斯う言つたけれども自分はさうは思はぬから斯う書くこと云やうな様子かあつて間違つて居つても何でも何所にか自分の根柢を見附けやうと云ふやうな精神か大に現れて居るのであります、それは私立大学の学生の一の長所であらうと思ふ同時にどうせ駄目だからと云ふやうな答案もある是は短所併し原因は同じ所にあるのであつて詰り急激に勇氣を起して當つて行くと云ふことの違てあらうと思ふ学長か言はれた通り是から先きの艱難辛苦と云ふものは到底在学中の比てはなからうと思ふ此就職難と云ふことか先つありますか之に當つて自分かどう云ふ職業に就かうかと云ふことを深く心の底から考へぬ中に浮浮職業に就くよりは千辛万苦して職業を得られる時には其間に非常に大きな修養をされるであらうと思ふ人の成功と云ふものは言ふまでもなく目前にあるのではない十年の後にある又二十年の後に更に言へは所謂棺を蓋ふて始めて成功と不成功とを論することか出来るのであらうと思ふ私共も左様の経験はありませぬか世の中の人を見ますのに楽楽と職業を得たと云ふやうな人は動もすれば余程に心を動さざる程度に至つて居らぬと思ふさう云ふ事は職業と云ふもの自分との關係か能く分つて居らぬから何事を見てもグラグラして自分は思つたやうに飯か食へぬから余所の軒毎に飯を貰つて歩るく乞食のやうな有様になるのは是は根柢の定つた志

と云ふものかないからであるか、どうも斯う云ふ人か多いのであります。それで此点か諸君の一般に言つて長所であらうと思ひます。どうか益々此覚悟此勇氣を奮起して奮闘勉勵せらるることを望むのであります。又之を敷衍してお話をすればいろいろあります。けれどもさう理窟めいたことを申さぬても此簡單なる言葉の中に私の諸君に対する熱切なる希望を含んで居るのであります。詰り先刻学長の言はれたと全く同一の趣旨に帰するのであります。か講師と致して此一言を卒業式に當つて諸君に呈するのであります。

最後に永滝久吉氏は学員総代として左の祝辞を述べらる

閣下諸君、私は本校か元英吉利法律学校と称しました時代即ち第三回の卒業生の一人であるのであります。而して今回皆様か二十九回の卒業証書を得られる此盛式に連ることを得ましたのは洵に私の光榮とするところであります。且此所に出まして学員の一人として一言致す機会を得ましたのは実に欣喜に堪へぬ次第であるのでございます。本校も先程から屢々御述へになつた如く既に三十年の星霜を経て居る其後時勢の変遷に従つて在學生が多い時も又少い時もあつたのであります。又之を経営される方方が随分其間に御苦心になつたことは吾も見たり聞いたりして居る次第でございます。兎に角此長い年月の間に校名こそ三回も変りましたけれども依然として引続き年年卒業生を出されて其卒業生も算へ来れば既に六千に近い多数に上りました。是は実に当校を御経営になる当局並に講師諸君の御熱心なる結果であると私は信するのであります。

吾吾は既に本校を出まして以来大分年月を経ました。殊に私の既に半白と申すよりは殆ど全部頭か白くなるやうに年を老つたのも聊か慚愧に堪へぬやうな次第であります。其長い月日の間吾吾学友に対して本校の当局者の方及講師の方方が絶へず直接に或は間接に庇護を加へて下されて居つて吾吾学友も母校に対しては絶へず出入をして成るべく親密なる御講義を聴き又時時教を受ける為に此校に出入をして來つた次第であります。今回皆さんか卒業されて即ち学友にならるるに付ては吾吾以前の学友は諸君を喜んでお迎し同時に諸君も亦旧学友と絶へず往復し以前の講師諸氏から教を受けられ又注意を容れて各方面に活動されることを非常に希望する次第であります。既に前の方方が皆さんに対して御訓戒か十分あつたやうであります。私は学友の一人として皆さんにお望みたいこともあります。けれども更に蛇足を添へる必要もなからうと思ひます。から一言皆さんに祝辞を呈すると同時に吾吾学友は喜んで諸君をお迎すると云ふことを一言するに止めます。

右孰れも拍手の間に終りを告げ別室に於て來賓には茶菓の饗応あり。次で卒業生並に講師諸先輩は記念の撮影を為し其より新旧学員の懇親会を開き數番の演説あり。其各自十二分の歡を尽して散会したるは午後六時を過ぐ。当日の來賓中重なる者は伊藤幹一、馬場愿治、林頼三郎、早川方明、花園兼定、細田謙蔵、堀田勲、太田資時、大場茂馬、大野市太郎、鷲見龜五郎、田中敬一、田中阿歌麻呂、谷野格、団野精造、添田寿一、中村進午、中山博道、上杉慎吉、畔田明、桑田熊蔵、山本達雄、山上昶、

柳沢慎之助、松浦与左衛門、前田定之介、福岡秀猪、藤田季荘、

永滝久吉、手塚光貴、荒木捨作、沢来太郎、佐久節、養田長正、

徐基殷、清水孝蔵、塩谷恒太郎、広井辰太郎、元田肇、杉浦重

剛、須賀喜三郎等の諸氏にして又學員懇親会に出席したるは新

卒業生諸氏の外乾喜代八、岩崎鉄次郎、井上銀左衛門、早川六

郎、星野照、徳光好文、岡田泰蔵、岡田淳司、小貫元、小山哲

四郎、小山残平、渡辺英三、川上定次郎、川島仟司、河野秀男、

加瀬禎逸、笠原文太郎、梶原円平、高野金重、竹内幸次、辻本

友次郎、窪田欽太郎、山本角之助、矢淵義太郎、松岡高明、松

沢卓規、松尾参三郎、松隈昌隆、古田良三、藤田虎之助、天野

徳也、新井要太郎、浅野正太郎、佐藤正之、宮沢高義、宮崎三

郎、重信喜太郎、白井茂、平井彦三郎、平城慈門、広吉国太郎、

鈴木濟美の諸氏なり

卒業生姓名の如し

大学部英法科

山梨県平民 樋貝 詮三 東京府士族 高木 三郎

大阪府平民 浜口 末喜 千葉県平民 岩瀬 脩治

大阪府平民 中野 豊吉 長野県士族 高橋不二雄

東京府士族 小沢 操 岡山県平民 真木 数平

中華民国 陳 鴻 鈞 滋賀県平民 馬淵新与茂

東京府平民 真塩丑之助 宮城県平民 菅野 松江

新潟県平民 佐藤八次郎 福岡県平民 古閑 勝

朝鮮 馬 載 初

大学部独法科

東京府士族 成島 弘

専門部法科

茨城県平民 川井金一郎 福岡県平民 吉田勇三郎

徳島県士族 脇田 安平 愛知県平民 福田市太郎

三重県平民 加藤 準一 新潟県士族 石野 武吉

北海道士族 天野 武雄 新潟県士族 佐藤 博

宮城県平民 千葉 彦治 宮城県平民 菊地養之助

広島県平民 大谷 彰一 千葉県平民 竹内 静三

新潟県平民 清水文太郎 鹿児島県平民 鹿兒島県平民 谷村 唯一

鹿児島県士族 島田 慶蔵 鹿兒島県平民 広瀬和四郎

広島県平民 奥野 晋 山梨県平民 岡 弁良

宮城県平民 水戸部勝蔵 佐賀県士族 横尾 徳次

岡山県平民 高尾 英治 熊本県平民 田中 正義

山口県平民 原田 武一 京都府平民 衣川鶴太郎

富山県平民 岩井磯次郎 宮崎県士族 外山 福男

福岡県平民 田中 照治 山口県平民 西村 寛治

宮城県平民 大久保 啟 京都府平民 衣川 秋夫

愛知県平民 山崎安太郎 静岡県平民 静岡県平民 原田笹一郎

東京府平民 原田 瑞巖 長野県平民 長野県平民 西島 敬三

東京府平民 小川紋太郎 熊本県士族 熊本県士族 加賀山生光

愛知県平民 天野政次郎 愛知県平民 愛知県平民 糟谷巴流一

鹿児島県士族 宮内 恭助 大阪府平民 大阪府平民 杉浦宇三郎

宮城県平民 伊藤 静治 東京府士族 東京府士族 武蔵 康造

三重県士族 吉田 正季 千葉県平民 千葉県平民 坂本周太郎

高知県土族	植田 紀	鹿児島県土族	森元 貞純	東京府平民	大岩 峰吉	朝 鮮	朱 鐘 魯
東京府平民	須崎 吉藏	静岡県平民	松下 仁作	福島県平民	真弓正次郎	朝 鮮	鄭 恒 植
福島県平民	大谷忠四郎	島根県平民	白鹿 金市	台 湾	李 聯 壁	熊本県土族	田 中 清
大分県平民	妹尾 巖	愛知県平民	池田鎮之助	石川県土族	吉田 知一	朝 鮮	裴 翊 煥
茨城県平民	坂本 万作	長野県平民	大久保信永	大学部商科			
朝 鮮	朴 炳 喜	愛知県平民	山田 義一	岡山県平民	江浪 時雄	中 華 民 国	曹 滋
栃木県土族	片岡 幹	岩手県平民	小泉 矩	千葉県平民	石山石次郎	東京府土族	永井 恒吉
埼玉県平民	志村 改輔	徳島県土族	篠原忠兵衛	長野県平民	細野 繁勝	中 華 民 国	邱 任 元
岡山県土族	斉藤 元義	中 華 民 国	周 大 賚	北海道土族	平田 穎一	岡山県平民	川 上 勉
鹿児島県土族	東郷 吉彦	中 華 民 国	蔣 士 立	専門部商科			
大分県平民	荒釜一郎三郎	三重県平民	堀田 貞藏	愛知県平民	伴 平 太郎	愛媛県土族	口井 勇夫
茨城県平民	横島常三郎	鳥取県平民	今島 義実	福岡県平民	戸田 一行	中 華 民 国	李 侃
山口県平民	山中 友吉	富山県平民	中川 清栄	優等生姓名左の如し			
福岡県平民	丹部 猛雄	東京府平民	明石 哲雄	大学部英法科三年級			
広島県平民	井上 朗三	埼玉県平民	大竹 清七	特別賞品受領者	樋貝 詮三	優 等 生	高木 三郎
埼玉県平民	山岸利三郎	山口県平民	楠 宅次郎	優 等 生	浜口 末喜		
中 華 民 国	呉 金 銘	石川県平民	林 茂樹	専門部法科三年級			
中 華 民 国	朱 贊 勳	朝 鮮	崔 泰 錫	特別賞品受領者	川井金一郎	特別賞品受領者	吉田勇三郎
中 華 民 国	館 宗 信	中 華 民 国	黄 辰	特別賞品受領者	脇田 安平	優 等 生	福田市太郎
大学部経済科				優 等 生	加藤 準一		
千葉県平民	高宮 誠	茨城県平民	島田徳太郎	専門部経済科三年級			
中 華 民 国	林 霆 肅	東京府土族	河野 虎雄	優 等 生	大岩 峰吉	優 等 生	朱 鐘 魯
中 華 民 国	馮 閔 模			大学部英法科二年級			
専門部経済科				優 等 生	亀山 慎一		

専門部法科二年級

給費生 小林新太郎 優等生 園山利三郎
優等生 三谷錦太郎 優等生 浅野松次郎

専門部経済科二年級

優等生 梶屋 貞

専門部商科三年級

特別賞品受領者 伴 平太郎

大学部商科二年級

優等生 古田島孝平

専門部商科二年級

給費生 河合 健三 特待生 三戸 謹吾
優等生 田中 芳雄 優等生 和田宗三郎

大学部法科(英法)一年級

優等生 小山 敏

同 (独法)一年級

優等生 宮本 信彦

専門部法科一年級

給費生 三宮 亦男 優等生 井ノ上豊太郎
優等生 東 正太郎 優等生 山田 集一

優等生 小島 常世 優等生 藤原 毅

優等生 大川 貞三

専門部経済科一年級

給費生 大内田吉五郎 特待生 長田 盛義
優等生 土岐 利彦

大学部商科一年級

給費生 柴山 正男 特待生 天野 正厚
優等生 戸田 正氣

実業同窓会特別賞受領者

専門部商科 三年級 伴 平太郎

実業同窓会商品受領者

専門部商科 二年級 河合 健三 大学部商科 一年級 柴山 正男

○学年試験問題 去る六月十五日より開始同二十六日を以て終了したる大正三年度学年試験問題は左の如し

法律科第一年級

憲法(美濃部講師出題)

- 一 立法二関スル議會ノ権限ヲ説明スヘシ
- 二 司法権ノ独立ノ我憲法ノ下ニ実行セラルルノ程度ヲ説明スヘシ

憲法(上杉講師出題)(夜間授業部)

- 一 国家ハ最高ノ道德ナルコトヲ論ス
- 二 憲法違反ノ法律ノ規定ヲ適用シタル裁判判決ハ適法ナリヤ

刑法汎論(谷野講師出題)

- 一 不作為ハ罪ト為ルヘキ行為ナリヤ理由ヲ付シテ説明ス可シ
- 二 甲者溺死セントス乙者之ヲ救助セントスル際丙者殺意ヲ以テ乙者ヲ抑止シタル為メ甲者ハ終ニ死ニ至リタリ丙者ノ処分如何

刑法汎論(大場講師出題)(夜間授業部)

- 一 刑罰ノ実質ヲ略示セヨ

二 故意ノ定義ヲ掲ケテ故意ノ意義ヲ略示セヨ

民法総論 (嘉山講師出題)

一 復代理人トハ何ソヤ

二 借主ノ立身ナル事実ハ之ヲ以テ借入金返還ノ債務履行ノ期限ト為スコトヲ得ルヤ

物権法第一部 (仁井田講師出題)

一 他物権ト所有権トノ関係ヲ説明スヘシ

二 左ノ事項ヲ簡單ニ説明スヘシ (三四行ツツニテ足レリ)

イ 共有

ロ 地上権ノ本質

ハ 永小作権ノ本質

ニ 地役権ノ本質

ホ 占有

物権法第一部 (西川講師出題) (夜間授業部)

一 家屋ノ賃貸人ハ其家屋ノ不法占拠者ニ対シ占有権ニ基キ明渡シヲ請求スルコトヲ得ヘキヤ

二 他人ノ所有地内ニ擅ニ築造シタル建物ノ所有権ハ何人ニ属スヘキヤ

三 共有ノ性質ヲ論ス

債権総則 (須賀講師出題)

一 選択債務ノ目的タル給付ノ不能カ選択債務ニ及ホスヘキ影響如何ヲ論スヘシ

二 損害賠償ノ予定ト違約金トノ関係ヲ説明スヘシ

親族法 (牧野講師出題)

一 未成年ノ戸主ハ法定代理人ノ同意ナクシテ其家ヲ発スルコトヲ得ルヤ否ヤ

二 入夫婚姻ト婿養子縁組トノ異同ヲ弁明スヘシ

経済学 (金井講師出題)

一 分業ノ利害得失ヲ明カニスヘシ

二 貨幣ニ適スル貨物ノ性質ヲ説明スヘシ

経済学 (杉講師出題) (夜間授業部)

一 資本トハ何ソ

二 貸銀ノ高低ヲ決定スル原因ヲ説明セヨ

テリー氏コンモンロー (二上講師出題)

1. Explain the nature of judicial legislation.

2. What is the difference between prima facie presumptions and conditionally conclusive presumptions?

3. Discuss the independent existence of the right of pecuniary condition.

4. Give a summary of the Anglo-American law of intestate succession.

5. What is meant by the rule against perpetuities?

6. In what cases are false and derogatory publications about a person actionable per se?

7. Define

a) good will

b) vested remainder

c) tenancy strictly at will

8. To what extent is a person to be held responsible for the consequences of his own act?

独逸民法 (武田講師出題)

1. Was versteht man unter dem Wohnsitz?
2. Was ist der Begriff der Verschollenheit?

以上二問ニ対シ日本語若クハ独逸語ニテ答フヘシ

3. Unter Rechtsfähigkeit versteht man die Fähigkeit, Subjekt von Rechten und Verbindlichkeiten zu sein.

Die Rechtsfähigkeit kommt den natürlichen und den juristischen Personen zu.

Natürliche Person und Mensch waren nicht immer, aber sind, seitdem es Sklaven, welche das römische wie das alte deutsche Recht als Sachen behandelt, nicht mehr giebt, dasselbe.

Juristische Person ist diejenigen Wesen, die nicht natürliche Personen sind, denn aber von Recht gleich wohl Rechtsfähigkeit beigelegt wird. Es sind entweder Körperschaft oder Auftraten und Stiftungen.

4. Rechtshandlung sind Handlungen mit rechtlicher Wirkung. Die rechtliche Wirkung ist entes eder gewollt oder nicht gewollt.

Eine Handlung, welche auf eine rechtliche Wirkung gerichtet ist und deren Rechtswirkung eintritt, weil sie gewollt ist, bezeichnet man als Rechtsgeschäft.

法律科第二学年

国際公法 (中村講師出題)

- 一 日英同盟条約ノ条約上ノ性質及価値如何
- 二 戦時禁制人トハ何ソ、戦時禁制人ニ対スル制裁、戦時禁制人ヲ搭載スル船舶ニ対スル制裁、戦時禁制人ト共ニ搭載セラルル貨物ニ対スル制裁如何

平時国際公法 (立講師出題) (夜間授業部)

- 一 千八百七十七年「モンテズマ」号ナル西班牙船ノ乗客カ該船ノ実権ヲ奪ヒ西班牙領キユバ島ノ叛徒ノ為ニ西班牙ノ通商ニ妨害ヲ加ヘントスルヤ西班牙政府ハブラジル国政府ニ求ムルニ「モンテズマ」号カブラジルノ港ニ入ラハ之ヲ海賊船ト看做スコトヲ以テスブラジル政府ハ之ヲ拒ミ「モンテズマ」号カブラジルノ国旗ヲ侵害シブラジルノ臣民又ハ財産ニ対シテ不正ノ行為ヲ行ハサル間ハ之ヲ海賊トシテ取扱フヲ得スト為セリ右ノ場合ニ於ケル西班牙政府ノ主張ニツキ批評ヲ加ヘ
- 二 仲裁裁判ト国際事実審査トノ差異ヲ弁セヨ
- 三 以上二問中一問ヲ択ヒテ解答スヘシ

戦時国際公法 (遠藤講師出題) (夜間授業部)

- 一 俘虜解除ノ原因ヲ説明スヘシ
- 二 封鎖ノ観念ヲ説明スヘシ

刑法各論 (泉ニ講師出題)

- 一 偽造貨幣ヲ行使スル罪ト之ヲ交付スル罪トノ間ニ如何ナル區別アルカ

二 甲者乙者ノ所持品ヲ不法ニ領得セント欲シ左ノ行為ヲ為シ
タリ其処分如何

- 一 詐テ翌日返還ノ旨ヲ約シ其物ノ交付ヲ受ケテ逃走シタリ
- 二 現場ニテ其物ヲ一覽シタシト詐リ物ノ交付ヲ受ケテ逃走
シタリ

物権法第二部問題 (富井講師出題)

- 一 特別ノ先取特權ハ如何ナル理由ニ基クヤ
- 二 權利質設定ノ要件如何

物権法第二部 (横田講師出題) (夜間授業部)

- 一 流質契約ヲ論ス
- 二 抵当權ノ讓渡及ヒ其拋棄ノ効力如何

債權各論 (村上講師出題)

- 一 所謂物権契約說ノ当否ヲ論スヘシ
- 二 委任ニ於ケル委任者ノ義務ト事務管理ニ於ケル本人ノ義務
トヲ比較解説スヘシ

相続法 (島田講師出題)

- 一 家督相続人ノ指定ト選定トノ差異ヲ説明スヘシ
- 二 限定承認ノ効力ヲ説明スヘシ

商法総論及商行為 (片山講師出題)

- 一 数人相次テ運送ヲ為ス場合トハ如何ナル場合ヲ謂フヤヲ説
明スヘシ
- 二 財産目録ニ記載スヘキ財産ノ評価ハ何ヲ標準トスルヤヲ論
スヘシ

注意

問題毎ニ紙ヲ更メ且別別ニ綴ルヘシ各答案ニ姓名ヲ

忘ルヘカラス

会社法 (松本講師出題)

- 一 有限責任社員ト株主トノ間ニ責任ノ差異アリヤ
- 二 株式ノ消却ヲ論ス

会社法 (佐竹講師出題) (夜間授業部)

- 一 入社行為ノ性質如何
- 二 会社ノ繼續ト組織變更トノ區別如何

手形法 (須賀講師出題)

- 一 振出要件ニ欠缺アル手形ト振出人ノ署名ヲ偽リタル手形ト
ノ効力ノ差異ヲ論セヨ
- 二 支払拒絶証書作成免除ノ効果ヲ説明スヘシ

手形法 (片山講師出題) (夜間授業部)

- 一 為替手形ノ支払人ノ為シタル單純ナラサル引受ノ効力ヲ説
明シ予備支払人ノ為シタル單純ナラサル参加引受ノ効力ト比
較スヘシ
- 二 為替手形ノ引受人ハ戻裏書ニ依リテ其手形ヲ所得スルコト
ヲ得ルカ

注意

- 一 問題毎ニ紙ヲ更メ且別別ニ綴リ置クヘシ各答案ニ姓
名ヲ記載スルコトヲ忘ルヘカラス
- 二 刑事訴訟法 (林講師出題)

刑事訴訟法 (林講師出題)

- 一 裁判所ノ土地管轄ニ関スル原則如何
- 二 裁判所カ檢事ノ請求ヲ俟タスシテ刑事事件ヲ審判スルコト
ヲ得ル場合ヲ列挙スヘシ

三 直接審理主義トハ何ソヤ並ニ我刑事訴訟法ハ之ニ関シテ如

何ナル法則ヲ採用セルヤ

四 私訴ノ物体ヲ説明スヘシ

民事訴訟法第一編 (岩田講師出題)

一 共同訴訟ヲ許ス場合ヲ説明スヘシ

二 訴ノ原因ノ意義ヲ説明スヘシ

民事実習 (馬場講師出題)

- 一 甲ハ乙ニ対スル債務ノ履行ヲ免カレンカ為ニ其所有不動産ニ付丙ト相通シテ売買ノ仮装ノ下ニ丙ノ所有名義ニ登記ヲ為シタリ甲ハ丙ニ対シ該登記ノ抹消ヲ請求スルコトヲ得ヘキヤ否ヤ其理由如何

刑事実習 (林講師出題)

- 一 甲者乙者ニ怨恨アリ故ラニ狂ヲ装ヒテ復仇ノ策ヲ講セリ丙者亦乙者ニ含ム所アリ甲者ノ狂セルヲ利用シテ乙者ヲ残害セムトシ甲者ニ短銃ヲ与ヘテ乙者ニ対シテ発射スヘキコトヲ指示シタルニ甲者ハ則チ外ハ益々狂ヲ装ヒ内ハ其意ヲ諒シテ之ヲ決行シ乙者ヲ殺害シタリ
丙者ノ責任如何

シゲロー氏私犯法 (伊藤講師出題)

1. Explain the following statements:

- a) A, having knowledge or notice of the existence of a contract between B and C, owes the duty to B not to procure C to break his contract, to B's damage.
b) Criticism cannot be defamation, unless it strikes at personal character. It is protected therefore not because it is priv-

ileged, but because it is not defamation or rather because it is not wrongful.

独逸民法 (長崎講師出題)

1. Was versteht man unter dem wucherischen Geschäfte ?

übersetzen Sie die folgenden Sätze :—

2. Von einem Veräußerungsverbot kann man nicht immer um

deswillen sprechen, weil jemandem die Verfügung über ein Recht entzogen ist (so dem Niesebräucher nach B. G. B. § 1059). Denn das ist möglicher wise einfach eine blosse Konsequenz aus der grundsätzlichen Eigenart, Beschränktheit des Rechts.

Vielmehr sind Veräußerungsverbote nur solche Verfügungsbeschränkungen, die auf einem besonderen Grundberuhen.

3. Das Geschäft—einerlei ob einseitiges oder Vertragmuss, um zu wirken, irgend einen Inhalt haben. Dieser kann so mannigfach sein, dass sich Allgemeines darüber kaum sagen lässt.

Er bestimmt sich grundsätzlich nach dem geäußerten Willen des oder der Beteiligten ; soweit sie über den einen oder anderen Punkt nichts abweichen des bestimmen, greifen die dispositiven, ergänzenden Regeln des Gesetzes ein—so ist beim Kauf der Preis mangels gegenteiliger Bestimmung Zug um Zug gegen Übergabe der Ware zu Zahlen.

4. Nichtig ist auch das gegen die guten Sitten verstossende

Geschäft, B. G. B. § 138. Daunter ist ein solches Geschäft zu verstehen, das nach Inhalt oder Zweck gegen die Moralordnung, die Ordnung des äusseren sittlichen Verhaltens, verstösst. Und zwar muss das Geschäft als solches, objectiv, moralwidrig sein—die nicht unmittelbar den Geschäftsakt als solchen ergreifende subjective Unsitlichkeit der einen oder andern Partei kann die Nichtigkeit nicht bewirken ; dies wenigstens nach der herrschenden und richtigen Ansicht. So ist der Kauf eines Hauses zwar unsittlich, wenn dieses als eingerichtetes Bordell dem Kauf gegenstand bildet, in dem bisher einwandfreien Hause seinerseits ein derartiges Institut zu eröffnen.

独逸商法 (太田講師出題)

1. Was ist der Begriff des Landfrachtvertrags?
2. Was versteht man unter dem Selbsthilfeverkauf?

(以上二問中一問ヲ選ビ解答スヘシ)

3. Verkauf der Kommissionär unbefugt auf Kredit, so hat er dem Kommitenten selbst die Barzahlung zu leisten, kann aber abziehen, was er bei Barverkauf weniger erhalten hätte, vorbehaltlich der Grenze eines gesetzlichen Limitums. Nicht steht ohne weiteres der Kommissionär für die Solvenz des Dritten, mit dem er abgeschlossen hat, ein, Hat er vielmehr bei der Auswahl des Dritten mit der Sorgfalt eines ordentlichen Kaufmanns gehandelt, so trägt der Kommitent den Schaden.

Doch kann der Kommissionär die Haftung für die Solvenz des Dritten übernehmen (Sog. Delkrederhaftung)

法律科第三年級

國際私法 (山田講師出題)

- 一 法人ノ種類及性質ハ何レノ法律ニ依リテ之ヲ定ムヘキカ
- 二 婚姻ノ方式ハ何レノ法律ニ依リテ之ヲ定ムヘキカ
- 國際私法 (二上講師出題) (夜間授業部)
- 一 外國法ニ依ルヘキ場合ニ於テ其國ノ國際私法ニ從ヒ日本又ハ第三國ノ法律ニ依ルヘキトキハ何國ノ法律ニ依ルヘキヤ
- 二 權利能力及行為能力ノ準拠法如何
- 三 法律行為ノ方式及効力ハ何國ノ法律ニ依ルヘキヤ
- 行政法 (野村講師出題)
- 一 官吏ノ違法行為ニ付テノ責任ヲ論スヘシ
- 二 行政訴訟願及行政訴訟ノ何タルカヲ論シ且兩者ノ區別ヲ明カニスヘシ
- 三 警察ノ觀念、其種類及其機關ヲ論スヘシ
- 四 軍隊統帥權ニ基ク行為ト狹義ノ軍事行政權ニ基ク行為トノ區別ヲ論シ且此兩權ノ行使ニ干与スル主モノナル機關ヲ列举スヘシ

以上四問中何レカ二問ヲ選択シテ答フヘシ

注意 答案上ニ二問以上ノ答ヲ掲ケタル場合ニ於テハ採点者ハ其答案上最初ニ掲ケラレタル二ツノ答ニ付テノ採点ヲ為シ其他ノ答ニ対シテハ採点ヲ為サス

行政法 (阿部講師出題) (夜間授業部)

一 左ノ問題中ヨリ一問ヲ選択シテ答ヘヨ

(イ) 公権ノ種類ヲ論ス

(ロ) 官吏ノ忠実義務ヲ論ス

(ハ) 自治体ノ種別ヲ論ス

二 左ノ問題中ヨリ一問ヲ選択シテ答ヘヨ

(イ) 行政処分ノ成立ヲ論ス

(ロ) 行政訴訟ノ当事者ヲ論ス

(ハ) 警察ノ觀念ヲ論ス

保險法 (青山講師出題)

四問中其二ヲ択ヒ解答スヘシ

一 危険、被保險利益、保險料ノ意義

二 保險価額ト保險金額トノ區別

三 保險者ハ如何ナル場合ニ於テ保險料返還ノ義務ヲ負担スヘキカ

キカ

四 損害保險ト生命保險トノ區別

海商法 (市村講師出題)

一 船長ノ代理權ヲ規定スルニ当リ船籍港ノ内外ヲ以テ標準トスルノ当否ヲ論スヘシ

二 船員カ故意ニ其旅客又ハ積荷ニ対シテ損害ヲ加ヘタル場合

ニ於テ船舶所有者ハ之カ賠償責任アリヤ、アリトセハ事前ノ

免責特約ニヨリテ其責ヲ免ルルコトヲ得ヘキヤ、其責任ニ関

シテハ委付ニヨリテ免責スルヲ得ヘキヤ

破産法 (山内講師出題)

破産ノ意義ヲ説明スヘシ

一 破産ノ意義ヲ説明スヘシ

二 別除權トハ何ソ

民事訴訟法第二編乃至第五編 (菅原講師出題)

一 裁判上ノ自白ノ概念及ヒ効力ヲ論スヘシ

二 鑑定人ノ意義ヲ論シ、所謂鑑定証人ハ鑑定人ナリヤ証人ナリヤヲ明カニスヘシ

民事訴訟法第二編乃至第五編

(前田講師出題) (夜間授業部)

一 妨訴抗弁ハ中間ノ争ナリヤ否ヤ

二 訴状中請求ノ一定ノ目的物及ヒ請求ノ一定ノ原因ト云フ条

下ニハ如何ナル事項ヲ記載スヘキヤ

民事訴訟法第六編以下 (前田講師出題)

一 貸貸人ハ第三者ノ異義ノ訴ヲ起シ得ルヤ

二 外国判決ノ執行判決ニ付キ知レル所ヲ説述スヘシ

財政学 (馬場講師出題)

一 左記命題ノ文意ヲ説明シ且之ヲ批判スヘシ

(イ) 經常費ハ經常収入ヲ以テ支弁スヘシ

(ロ) 旧税ハ良税ナリ

二 国債ノ發行カ金融市場ニ及ホス利害得失如何

民事実習 (伊藤講師出題)

一 乙其亡父甲ノ希望ニ任セ亡父ノ友人丙ニ記念ノ為メ亡父ノ

愛馬池月又ハ摺墨ノ一ヲ贈与スヘキ旨ヲ約シ丙之ヲ承諾セリ

然ルニ甲ノ死後池月カ乙若クハ丙ノ過失ニ因リ斃死シタリ乙

丙ノ權利義務ニ及ホス影響如何

刑事実習 (林講師出題)

刑事実習 (林講師出題)

一 甲者某旅店ニ投宿中盜難ニ罹リ宿泊料ヲ支払フコト能ハサルニ至リタルヨリ寧ロ支払ノ義務ヲ果サスシテ逃走セムト企テ予テ乙者ヨリ受取り居リタル約束手形ニ旅店主ノ信用セル丙者ノ名義ヲ用井テ裏書ノ文言ヲ記載シ之ヲ支払ニ換ヘテ店主ニ交付シ同所ヲ立去リタリ
右ニ対スル擬律如何

売買法 (金森講師出題)

1. What is a warranty? Distinguish a warranty from a condition.

2. X enters Y's shop and selects a box of shikishima (cigarettes). A dog coming by, seizes the cigarettes and runs away with it. Who has to bear the loss, X or Y? And why?

3. Explain and criticise the following rule: "The seller of goods is deemed to be an "unpaid seller" within the meaning of this

Act—

(a) When the whole of the price has not been paid or tendered;

(b) When a bill of exchange or other negotiable instrument has been received as conditional payment, and the condition on which it was received has not been fulfilled by reason of the dishonour of the instrument or otherwise."

英国会社法 (松村講師出題)

1. What is a 'one man company'?

2. What is underwriting?

3. What are share warrants?

4. Is it necessary to provide for depreciation of (1) fixed capital, or (2) circulating capital?

羅馬法 (春木講師出題)

1. Explain the nature of a natural obligation (naturalis obligatio).

2. After the contract of sale, upon whom did the loss fall if the thing sold were destroyed or damaged?

3. In what cases was impossibility an excuse for nonperformance of an obligation?

独逸民法

独逸商法

右ニ科目第二級ノモノト同シ

経済科第一級

社会学 (滝村講師出題)

一 社会的有機体ノ特質

二 奴隸制發生ノ由来ト該制ノ社会發達上ニ於ケル意義

三 經濟機關ノ意義

貨幣論 (河津講師出題)

一 万国複本位論ノ論拠ヲ挙ケ之ヲ論評スヘシ

二 兌換銀行券發行權ニ制限ヲ設ケサル可ラサル理由ヲ説明ス

可シ

三 「グレアシム」法則ノ適用ノ範圍ヲ説明ス可シ

統計学 (三浦講師出題)

- 一 加重平均数ノ性質及用途ヲ説明スヘシ
- 二 英、独、仏ノ三国ニ於ケル人口組織ヲ年齢ノ方面(幼年 老年階級等)ヨリ觀察シ其間ニ於ケル異同ヲ説明スヘシ
- 三 都会及田舎ニ於ケル出生死亡ノ現象ヲ説明スヘシ

簿記学 (太田講師出題)

- 一 試算表ト貸借対照表トノ關係ヲ述ヘ帳簿上ノ平均カ財産ノ實際上ノ平均ニアラサル所似ヲ説明セヨ
- 二 次ノ取引ヲ仕訳スヘシ (単ニ勘定科目ヲ設ケテ仕訳ヲナサハズレリ摘要ヲ記載スル要ナシ)

A 大阪山田商店ヘノ掛代金決済ノ為メ同地富田商店宛日附後十日払ノ為替手形三号振出シ山田商店ヘ送附ス 金額金參千円也

B 小樽坂本商店委託販売品到着ス

鮭 五千尾 一円替

依テ持込費立替金拾五円第一銀行小切手ニテ支払フ

C 店員山口次郎旅行ニツキ旅費金五拾円前渡シタル二本日婦店シ内金參拾円使消シ金式拾円現金ニテ受入ル

D 長崎坂西商店振出当店宛当地関口商店受取ノ為替手形金千円也本日呈示ヲ受ケ引受ヲナス期日本月三十日

E 静岡石神商店ヨリ組合販売ノ為メ次ノ通り積送シ来ル依テ損益ハ石神商店三分ノ二当店三分ノ一ノ約

緑茶 三百貫 一貫目四円替

外二石神商店ニテ運賃拾五円支払

右貨物到着ニ付持込料六円也第一銀行小形手ニテ支払フ (分担

式ヲ以テ支訳スヘシ)

英語経済 (山口講師出題)

1. What determines normal value?
2. What are the functions of money?

憲 法

経済学

民法総則

物權法第一部

債權総論

右五科目法律科一年級ノモノニ同シ

経済科第二年級

外交史 (稲田講師出題)

一 神聖同盟

二 千八百七十年普仏戦争前ニ於ケル奈翁第三世ノ外交ヲ批評スヘシ

三 伯林會議ニ於ケル露国外交家ノ地位

四 北米合衆国ト玖瑪トノ關係

五 支那ニ於ケル門戸開放主義ノ来歴

六 日英同盟ノ沿革

以上六題中ヨリ任意ニ二題ヲ択ヒテ解答スヘシ

商事要項 (高島講師出題)

一 倉庫業ト銀行業トノ關係ヲ述ヘヨ

二 生命保險ノ責任準備金ト損害保險ノ未経過保險料トノ本質

上ノ相異ヲ示セ

以上二科目中其一ヲ択ヒテ答案ヲ作ルヘシ

交通政策 (堀講師出題)

一 営利主義ヲ論評セヨ

二 配量ト運賃トノ関係如何

農業政策 (柳田講師出題)

一 内地殖民ノ農政上ノ效果如何

二 現時ノ米穀取引所ノ弊害ヲ列記セヨ

經濟地理 (田中講師出題)

一 ドイツノ各農業地帯ニ就キ略述スヘシ

二 イギリスノ工業中其主要ナルモノヲ選ミ之ニ付キ其大略ヲ論セヨ

三 合衆国ニ於ケル産業ノ趨向ヲ略述シ産業中心西遷ノ理由ニ及ホスヘシ

以上三問ノ中二問ヲ選ミ答案ヲ草スヘシ

簿記学 (太田講師出題)

一 日記帳 (銀行ニ於ケル) 記帳ノ方法ヲ述ヘヨ日記帳ヨリ繰

勘定元帳ヘノ転記ノ方法ヲ理由ヲ附シテ説明セヨ

二 次ノ取引ニツキ伝票ヲ作成セヨ

a 尾崎耕造ヨリ小口当座預金百五拾円也現金ニテ預ル

b 名古屋共産銀行ヘ送金為替(＃)取組

依頼人一色仁、受取人岩本啓三、金額貳千円也

手数料百円ニツキ金式錢ト共ニ現金受入

c 守田三郎振出小切手(＃)百円也支払保証(＃)ヲナス

d 村井二郎ヘ貸付金(＃)金壹千円也ヲナシ同人当座預金トナ

ス

e 森村均ノ依頼ニ応シ同人振出当行宛約束手形ヲ割引シ割引料差引残額現金ニテ支払フ

担保品四分利付無記名公債額面五千円、八拾円替手形番

号二十号。日附本日(六月二十五日附。期日七月十四日、

割引日歩二錢五厘、金額金參千円也

注意 伝票ハ「入金」「出金」「振替」ヲ區別シ適宜ニ様式ヲ

劃シ記入スヘシ

商業算術 (早川講師出題)

1. 下記ノ數ニ對スル計算ヲ暇セ簡便ニスル算法ヲ示セ

a. $76457 \times 504.$

b. $48671 \times 625.$

c. $49648 \times 75628.$

d. $135.^2$

e. $756230 \div 75.$

f. $478000 \div 8125.$

g. $489276 \div 429.$

h. $69287 \times 7998.$

2. 独逸國ニテハ品位9.ノ金1lb. (500g) ヲ以テ1225 $\frac{1}{2}$ マルク

ヲ鑄造ス。即チ1マルクノ純金屬ハ $\frac{100}{279}$ g. ナリ、邦貨1円ノ

純金屬ハ2分ナレバ独貨ノ1マルクハ邦貨ノ何程トナルカヲ

計算ヲ以テ示セ

3. 英國ニ於テ某年度ニ於ケル毛織子ノ輸入税ハ1平方碼毎

ニ¥.029ナリキ。今本邦ヨリ英國ニ向ケ長サ42g. 幅31Yds. 物

ヲ125反輸出セシ商人アリ其税金ハ英貨ニテ何程ヲ仕払セシ

ヤ (¥100 = 210 $\frac{9}{16}$ トシテ換算セヨ)

貨幣論 (中島講師出題)

1. Are utility and value intrinsic? If not why?
2. Mention qualities of the material of money.
3. Describe briefly the Gresham's law.
4. What is composite standard?
5. What are differences between coin and representative money?

銀行論 (中島講師出題)

1. Give the definition of bank.
2. Mention the nature of deposit and point out its distinction from issue of notes.
3. What do you mean by the word "reserve"?
4. Explain the check system and its importance in banking operations.
5. Explain the following terms : Surplus, securities, loans, bonds, stocks.

国際公法

物權法第二部

債權各論

商法総論

商行為

会社法

手形法

右七科目法律科第二年度ノモノニ同シ

経済科第三年度

政治学 (稲田講師出題)

- 一 国民性ヲ解説シ及ヒ其政治上ノ実地問題タリシ場合ヲ列举スヘシ
 - 二 国土膨張ノ次第
 - 三 人口分配ニ関スル得失
 - 四 国家元首統治機関総攬ノ体様
 - 五 行政機関組織ノ官僚主義ニ依ルモノト否ラサルモノトヲ対照解説スヘシ
 - 六 政党ノ定義
- 以上六題中ヨリ任意ニ二題ヲ選ビテ解答スヘシ
- 殖民政策 (稲田講師出題)
- 一 保護国ノ性質
 - 二 商業殖民地
 - 三 殖民会社ノ性質ヲ述ヘ其長短得失ヲ略説スヘシ
 - 四 殖民地法ノ淵源
 - 五 勞力供給ノ政策
 - 六 土地ノ分配及ヒ保持ニ関スル政策ヲ略説スヘシ
- 以上六題中ヨリ任意ニ二題ヲ選ビテ解答スヘシ
- 以上二科目中其一ヲ択ヒテ答案ヲ作ルヘシ
- 計理学 (太田講師出題)
- 一 減債資金 Sinking Fund ト積立金トノ關係ニツキ論述スヘシ

シ

二 貸借対照表ノ形式ヲ論セヨ

三 製造勘定ト売買勘定トヲ略説シ製造勘定ヨリ売買勘定ニ転記スル方法ト理由ヲ説明スヘシ

銀行論 (高島講師出題)

一 本邦及ヒ英国ニ於ケル手形割引ノ径路ノ差違ヲ述ヘヨ

二 金融市場ト投機市場 (株式) トノ関係ノ概念ヲ示スヘシ

社会及工業政策 (桑田講師出題)

一 工業労働者ト小作人ノ経済的性質ノ差違如何

二 「トラスト」ノ種類ヲ列举セヨ

三 純益分配制ノ実行方法ヲ説明スヘシ

商業政策 (田崎講師出題)

一 従量税 Specific Duties; Masszölle. ト従価税 Advaloren Duties; Wertzölle. トノ経済上ノ得失如何

二 欧羅巴諸国ハ無条件主義ノ最惠国条款ヲ採用シ亜米利加合衆国ハ有条件主義ノ最惠国条款ヲ採用スルハ工業国ト農業国トノ区別ニ基クトノコトヲ論明セヨ

三 関税ノ転嫁トハ何ソ簡單ニ説明ス可シ

四 左ノ二項ヲ説明セヨ

比較的生産費 Comparative Cost of Production. 国際債務 International Indebtedness.

財政学 (中島講師出題)

1. Explain the scope of public finance.

2. What is expenditure for the common benefit?

3. Define taxes, fees and rates.

4. What do you mean by the term tax system?

5. Explain faculty theory of taxation.

国際私法

行政法

保険法

海商法

財政学

右五科目法律科第三年級ノモノニ同シ

商科第一年級

商品学 (星野講師出題)

一 輸出花蒔ノ品位検定法ヲ記セ

二 生糸検査所ニ於テ行フ輸出生糸ノ検査ノ順序ヲ略述セヨ

簿記問題 (茂木講師出題)

一 左ノ勘定ノ性質ヲ説明セヨ

資本金、仕入勘定、販売勘定、諸向借、諸向貸、売買勘定

二 現金出納帳、当座預金出入帳ヲ仕訳帳ノ一部ニ用フル利益如何

三 左ノ問題ヲ仕訳スヘシ

a 甲地甲商店ヨリ第一積送品ニ付次ノ売上勘定書及当店手

取金ヨリ荷為替金四千円ヲ差引残額銀行送金手形ニテ送り

来ル

売上勘定書ノ要領次ノ通り

売上高 五千円

立替諸入費 五拾円

手数料 売上高ノ百分ノ一半

b 乙地乙商店ヨリノ委託品売捌済ニ付左ノ売上勘定書ヲ送

付ス但シ同店手取金ハ預リトス

売上勘定書ノ要領次ノ通り

売上高 四千元

立替諸掛(内訳)

運賃及車力賃 八拾円(記入済)

倉敷料及保険料 参拾円

諸雑費 拾五円

売捌手数料 売上高ノ百分ノ弐

c 去ル何日当店振出高木商店支払日清会社受取ノ為替手形

五号不渡ノ由ニテ所持人吉川商店ヨリ償還請求ニ付手形金

額一千元及不渡諸入費壹円五拾銭ヲ三井銀行宛小切手ニテ

支払フ

d 丙地丙商店、丁地丁商店及当店ノ三名ニテ損益等分ノ約

束ニテ組合ヲ結ヒ丙商店ヨリ商品壹千五百円ヲ受取り運賃

壹百円ヲ現金ニテ支払フ(記帳分担式)

工業通論(松浦講師出題)

一 動力ノ根源トハ如何

二 機械器具ノ償却費トシテ一个年二百円ヲ積立ツレハ七個年

後ニハ幾何ニ達スルヤ但シ一个年ノ利率ハ四分トス

三 運輸交通機関トシテ自動車ノ価値如何

四 五哩ノ距離ニ電車ヲ敷設シ一日十二時間ニ約壹万人ヲ運搬

セントス約幾馬力ノ発電所ヲ設クヘキヤ

五 職工待遇ニ関シ説ヲ述ヘヨ

一 売買及取引所(原講師出題)

一 投機取引ト賭博トノ區別ヲ説明セヨ

二 取引所ニ対スル諸子ノ感想ヲ述ヘヨ

商業通論(田崎講師出題)

一 支配人ノ権限如何

二 船荷証券、為替手形、不換紙幣ヲ説明セヨ

三 売繋キ買繋キトハ何ソヤ

右ノ内二題ヲ選ヒテ解答スルコト

商業算術(伊藤講師出題)

一 或商品ヲ定価ノ二割引ニテ売ラハ其原価ノ四分ヲ損スヘシ

ト云フ定価通りニ売ラハ又ハ定価ノ一割引ニテ売ラハ損益ノ

歩合幾何ナリヤ

二 山田商店ハ山川商店ト交互計算ノ約アリテ左記ノ取引アリ

タルトキ大正三年六月三十日ニ決算ヲナスモノトシ決算書ヲ

作成セヨ但利率ハ日歩一銭五厘トス

山川商店

借方

貸方

大正三年

大正三年

一月一日 前期 繰越 七五円 一月卅日 手形四十日後払 二五〇円

同廿日 商品四十日掛 五五〇円 三月卅日 現金 三〇〇円

三月卅日 同 一ヶ月掛 四五〇円 五月十日 手形一个月後払 五〇〇円

四月廿五日 同 四ヶ月掛 三八〇円 同卅日 現金 四五〇円

五月十日 同 二ヶ月掛 二二五円 六月十日 手形一ヶ月後払 四〇〇円
六月廿日 同 一ヶ月掛 三三〇円

民法要論 (西川講師出題)

- 一 果実トハ何ソヤ及其種類ヲ問フ
- 二 相手方ト通シテ為シタル虚偽ノ意思表示ノ効力如何
- 三 保証債務ノ性質ヲ略説ス可シ
- 四 契約ハ如何ニシテ成立スヘキヤ

英語会話 (ハリス講師出題)

(d)
A student calls on his English teacher, who has been staying at home with a bad cold. They talk together about the Exhibit on at Ueno, and the funeral of the late Empress.

Write out their conversation (25 lines)

Modern English. (高良講師出題)

1. Scarcely interest in rowing as an art. Only a quite inconsiderable minority of these spectators know anything at all about it. Hardly the beauty of the spectacle; for though a well-trained eight is a most beautiful thing, the spectacle as a spectacle is over in a few seconds and can be seen much better elsewhere.
2. Mr. Cole furnishes a real and live example of the young man, who, by industry and perseverance, energy and initiative, rises rapidly form a position of extremely minor importance and pay to one of influence and one might say affluence.

英作文 (石川講師出題)

左ノ文ヲ英訳スヘシ

(二) 日附 千九百十四年三月三十一日 (二) 差出人 桑港

一 街六番大鳥商会 (三) 宛先 仙台市大手町十五番地日本製革株式会社支配人 (四) 文意 拝啓毎度御引立被下難有奉存候弊商会ヨリハ本月十八日付ニテ貴地仙台銀行宛七百五拾円ノ手形ヲ御封送申上ケタル書面差上置候間既ニ御落掌ノ御事ト存候其後貴地ヨリハ未タ御通信ニ接不申候当地市場ハ其後モ好景氣続キニテ「タコマ」丸ニテ御積送リノ柔革モ最早大概売悉シ多分来月中旬迄ニハ御満足ヲ博スヘキ売上計算書御送附ノ運ヒト相成可申ト存居候差当リノ所本月中ノ売上成績封中ノ表ヲ以テ供貴覽申候尚一事申添度候ハ現下ノ好氣配ハ長クモ此所一二ヶ月ヲ以テ終ルヘキ見込ニ御座候間後荷御積出ノ思召モ御座候ハハ大至急御準備ニ御取掛リ願度点ニ御座候 頓首

英語 (片山講師出題)

- 一 和文英訳 如何ナル外国語カ多数ノ日本人ニ最モ必要ナルカ、言フマテモナク英語ナリ、船ノ到ル所トシテ英語国民ノ居ラサルナク英語ノ通セサル所無ケレハナリ
- 二 英文和訳 Catching a glimpse of my figure in the darkness he called out something which I could not hear, and waved his hand in a gesture of welcome. An instant later the door flew open, and there was his thin tall figure standing upon the threshold, with his skirts flapping in the wind.

経済学

統計学

右ニ科目経済科一年級ノモノニ同シ

商科第二年級

商業地理（奈佐講師出題）

- 一 北米合衆国ノ商業ニ就キテ述ヘヨ
 - 二 蘭領印度ハ商業上有望ノ地ナルヤ
 - 三 智利（Chili）ト日本トノ関係ヲ問フ
 - 四 パナマ運河ニ就キテ述ヘヨ
 - 五 英国ノ商工業隆盛ナルハ如何ナル理由ニ依ルヤ
 - 六 支那ノ金融ニ就キテ述ヘヨ
- 以上ノ内四問ヲ選フヘシ

鉄道（関講師出題）

- 一 市街鉄道ノ種類ヲ挙ケヨ
 - 二 鉄道営業費ノ区別ヲ述ヘヨ
- 同上（大久保講師出題）
- 一 乗車券引換証ヲ説述セヨ
 - 二 不正乗車ニ対スル賃金追徴方ヲ述ヘヨ

経済各論（関講師出題）

- 一 問屋制度ト工場制度ノ異同ヲ述ヘヨ
 - 二 労働者問題発生ノ原因ヲ論スヘシ
- 商工経営論（太田講師出題）
- 一 市場ノ独占カ消費者ニ及ホス影響ニツキテ
 - 二 販売経路変遷ノ趨勢ヲ述ヘ其原因ト結果ニツキテ論セヨ
 - 三 企業ト経営トノ関係ヲ弁明シ問屋制度ノ地位ニ論及セヨ
- 右三題内二問題ヲ選択スヘシ

商業政策（堀講師出題）

- 一 最高最低税率制度ヲ論評スヘシ
- 二 北米合衆国ニ於ケル保護政策ノ論拠ヲ列挙略述スヘシ

商法（嘉山講師出題）

- 一 会社合併ノ種類ヲ挙ケテ其差異ヲ説明スヘシ
- 二 株主總會ノ決議ノ方法ハ常ニ同一ナリヤ

簿記（鹿野講師出題）

- 一 銀行簿記ニ於ケル日記帳ト普通商業簿記ニ於ケル仕訳日記帳トノ差異如何
- 二 他店勘定及ヒ支店勘定ヲ説明セヨ
- 三 銀行業ニ於テ所有主勘定ニ属スル勘定科目ヲ挙ケテ略説セヨ
- 四 六月廿三日甲銀行ニ於テ次ノ取引アリタリト仮定シ日記帳ノ様式ヲ作り記入セヨ

イ 乙地支店取組荷付為替手形額面金七千円乙第壹号本日期

日ニ付荷受人賀集寅次郎ヨリ同人振出小切手第参号ニテ受取ル

但シ賀集寅次郎ハ甲銀行ノ当座勘定ヲ開キ居リ該荷付為替手形面金額ヲ支払フニ足ル当座預金貸方残高ヲ有ス

ロ 丙地銀行ヨリ次ノ報告ヲ受ク

六月十九日送金為替手形取組丙第壹号

依頼人天野市蔵受取人山下源吉金額五千円

英文商業実務（石川講師出題）

1. What is a letter of hypothecation.
2. Criticize the following quotation from Hooper's "Import and

Export Trade."

An account sale is the converse of an invoice. An invoice is a statement of goods bought; an account sale is a statement of goods sold.

英作文 (石川講師出題)

左ノ文ヲ英訳セヨ

- 一 現時米国力輸入スル重要商品ノ一ハ生糸ニシテ年年ノ輸入額三千万弗ニ達ス其大部分ハ日本ノ供給スル所ナリ
- 二 日本皮革株式会社ニテハ本月七日株主總會ヲ日本俱樂部ニ開キタルニ利益金分配ニ付キ異議ヲ生シ原案ニ依レハ金五万圓ヲ利益配当ニ金貳万參千圓ヲ後期繰越金トナス筈ナリシヲ改メ金五万五千圓ヲ配当シ後期繰越額ヲ壹万八千圓トナセリ

英語 (岡田講師出題)

1. The want of any clear sight of the fact that consumption is the crown of production, and the wealth of a nation is only to be estimated by what it consumes is the capital error, issuing in rich interest and revenue of error among the political economists. Their minds are continually set on money-gain, not on mouth-gain; and they fall into every sort of net and snare, dazzled by the coin-glitter as birds by the fowler's glass.
2. 欧州某鋳業家ノ調査ニヨレハ世界全鉄鋳ノ総量ハ二百二十四億八百万噸ニスキサレハ千九百十年以後鉄力吾人ノ需要ヲミタシ得ル期間ハ僅僅二百年ニ過キサレヘシト云フ

ゼボンス氏貨幣論

右一科目経済科二年級ノモノニ同シ

商科第三年級

計理学 (鹿野講師出題)

- 一 固定資産ト流動資産トヲ如何ニ區別スルヤ説明セヨ
- 二 複計理式 (Double Account System) ヲ説明セヨ
- 三 家声ハ如何ニシテ其価格ヲ計算スルヤ説明セヨ

海運 (堀講師出題)

- 一 載貨喫水ノ制限線 (ロード、ライン) トハ何ソヤ
 - 二 運賃ト距離トノ關係如何
- 商業事情 (太田講師出題)

- 一 西南戦後、日清戦役後及ヒ日露戦役後ニ於ケル起業界ノ好況ト其沈滞トヲ比較論述セヨ
- 二 維新以後ニ於ケル我国農業ト農民ノ地位変遷ニ付キテ述ヘ

五

保險 (石川講師出題)

- 一 被保險者ニ損害ノ填補ヲナセル海上保險者カ其被保險者ニ代位シテ更ニ損害ノ填補ヲ受クヘキ重ナル場合ヲ記スヘシ
- 二 甲ナル茶商特担分損不担保ノ条件ニテ其送出ニ係ル製茶十箱ニ八百圓ノ保險契約ヲ付シタルニ途中船舶坐礁ノ結果損害ヲ被リ無事著荷セハ千百圓ノ値段ナルヘカリシニ僅ニ八百八十圓ノ値段ヲ有スルニ至リ外ニ茶瓶ノ破損ニ原ク損害二十七圓ニ達セリ此場合甲ハ保險者ヨリ幾何ノ保險金ヲ支払ハルヘキヤ

生命保險 (伊藤講師出題)

一 小口生命保険ノ特色ヲ説明セヨ

二 生命保険ノ責任準備金トハ何ソヤ

尋常終身保険ニ付キ其保険料積立金計算方式ヲ説明セヨ

商工事情 (根岸講師出題)

一 支那関税改正ノ日本商工業ニ及ホス影響

二 列強ノ支那利権競争ノ現況

三 支那貨幣ノ現状ト改革案ヲ問フ

四 客商、牙行、買弁ノ支那商業ニ及ホス効果ヲ問フ

以上四問ノ内二問ヲ選フヘシ

商法 (嘉山講師出題)

一 手形行為ノ性質ヲ説明スヘシ

二 禁転裏書ト無担保裏書トノ差異ヲ説明スヘシ

財政学 (中島講師出題)

一 財政ノ定義

二 租税ト手数料トノ差異ヲ論ス

商業実務 (石川講師出題)

神戸、上村商店ハ在竜動東郷商会ヨリ電報ニテ「日本玄米百斤

ニ付同地積直段四円七十銭以内ナレハ至急十一噸半丈ケ買付ケ

送付スヘシ手数料ハ買付代金及ヒ立替費用総計額ノ二分五厘ノ

事」トノ申込ヲ受ケ其買付ヲナシ更ニ東郷商会ノ依頼ニ由リ運

賃(一噸ニ付拾五円) 保険料(保険金壹千円ニ対シ保険料百分

ノ二)ヲ立替支払ヲナシ百二十九俵ニ造リ揚ケテ大正三年六月

十五日神戸在港ノ「タコマ」丸ニ積込ヲ了セリ支払方ニ付キテ

ハ先例ニ依リ交互計算ニ記入シ置クモノト仮定ス

上記ノ事実ニ原キ左ノ答案ヲ造ルヘシ

一 東郷商会ヨリ上村商店ヘノ電報

二 上村商店ヨリ東郷商会ヘノ玄米百二十九俵ノ送り状

三 上村商店ヨリ東郷商会ヘ商品發送済トナレル旨ノ通知書

英語 (片山講師出題)

一 和文英訳 墨国ニテハ叛軍ノ勢力益々旺盛トナリ米軍ノ上

陸以來ハ首府ハ殆ト孤立ノ状態ニ陥リ何時擾乱ノ巷ト化スル

ヤモ測ラレサルヲ以テ各国居留民ハ夫夫義勇隊ヲ組織シ自衛

ノ準備ヲナシ居レリトイフ

二 英文和訳 It was an age of boundless luxury—an age in

which women recklessly vied with one another in the race of

splendour and extravagance, and in which men plunged head-

long, without a single scruple of conscience, and with every

possible resource at their command, into the pursuit of plea-

sure.